みどり市建築確認申請書作成要領

■建築物

申請書等	提出部数	備考
確認申請書	正本、副本及び消防用	消防用は、通知の場合も必要です。
	各 1 部	
委任状		申請手続きを第三者に委任する場合に必
		要で、委任される者は、建築士または行政
		書士の有資格者となります。
図面等	一式	·付近見取図
		·配置図
		·各階平面図
		・その他必要な図面や資料
建築計画概要書	1部(別綴)	
建築工事届	1部(別綴)	東町における建築基準法第 6 条第 4
		号に該当する場合は建築工事届のみ
		太田土木事務所へ提出、ただし、土
		砂災害特別警戒区域内に居室を有
		する建築物は、確認申請が必要
浄化槽仕様書	正本、副本及び東部環境	群馬県浄化槽指導要綱に定められた図書
	事務所用 各1部	を添付

上記以外の添付書類(必要に応じて添付)

	添 付 書 類	備考
	委任状	委任する場合
土地関係	公図の写し	3か月以内のもの
	登記事項証明又は土地評価証明書、	新築の場合は左記のいずれかを添付
	土地所有証明書、農地転用許可書の	
	写し	
道路関係	道路位置指定通知書の写し	位置指定道路に接する場合
	みどり市狭あい道路整備指導要綱の	2 項道路の場合
	事前協議済書の写し	
	誓約書	

	道路境界確定図(2 項道路の場合)	次の①~③の場合についてはそれぞれ	
		による。	
		 ① 事前協議において寄付予定の場合は	
		 不要。	
		 ② 申請敷地が国土調査区域内で、国土	
		 調査杭が現地に存するか、その復元が	
		 可能な場合で、建設課との協議で境界	
		 確定の必要がないと認めた場合は実測	
		図。	
		 ③ 道路が民地の場合は、利害関係者と	
		 の協議のうえ後退位置を定め、実測添	
		図を添付	
排水関係	道路法の許可書(第24条、第32条)	①下水道処理区域及び農業集落排水区	
	又は公共物使用許可の写し	域以外は、原則として大間々町は、道	
	(申請建築物の排水を道路側溝又は	路側溝へ、笠懸町は、敷地内浸透処	
	水路に放流する場合)	理とする。	
		②県道側溝、一級河川への排水の場合	
		は桐生土木事務所と協議して下さい。	
許可関係	①建築基準法関係例規	・みどり市建築基準法施行細則に基づく認	
		定書の写し	
		・群馬県建築基準法施行条例第4条の災	
		害危険区域又は第5条のがけに接するあ	
		るいは 近接する建築物はがけの上端又	
		は下端から建築物までの水平距離並び	
		に、がけの形状及び土質を示す図書。	
	②水路を介して敷地が道路に接する場合、公共物使用許可書の写し		
	③都市計画法の許可書の写し(第 29、37、42、53、58 条)		
	④河川法(法第 55 条)保全区域内の建築制限の許可書の写し		
	⑤群馬県屋外広告物条例の許可書の写し		
	⑥宅地造成等規制法第8条の検査済証、第15条の届出済書		
	⑦土砂災害防止法(第23条)土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する		
	建築物を新築、増築、 改築する場合は、必要に応じ構造検討図書		
	⑧その他審査対象法令の許可書の写し		
その他建築	主事が必要とする書類		

■工作物

申請書·図面等名称	提出部数	備考
確認申請書	正本・副本各 1 部	
委任状		申請手続きを第三者に委任する場合
		に必要で、委任される者は、建築士ま
		たは行政書士の有資格者となります。
図面類一式		·付近見取図
		·配置図
		·平面図、側面図、断面図
		·構造詳細図
		·構造計算書
		・その他規則で定める図面等

確認申請書類の記載方法

書類名	記 載 事 項	
案内図	現地調査を行うため申請地に到達できる図面	
公 図	転写者の氏名、印、転写年月日を記入	
配置図	現地調査を実施し、規則第1条の3に定める他、下記の点に留意して作成してください。	
	道路	建築基準法の道路種別、幅員、側溝等を記入
		2項道路の場合には、後退線は赤線で記入
		道路位置指定の場合は、指定年月日及び指定番
		号を記入
	申請敷地の状況	敷地内の既存建築物、除去建物、周囲擁壁、水
		路、がけ、既存塀の種類(ブロック、その他)及び杭
		等を記入
	排水経路	汚水、雑排水の経路は接続先まで記入
	浄化槽 位置、処理人槽を記入	
		排水先を地下浸透処理とする場合は、隣地境界
		線からの距離を3m以上確保する。
		(群馬県浄化槽指導要綱)
	申請建物と敷地境界線までの距離	X、Y方向で各2面以上記入
		既存建物がある場合は申請建物との距離を記入

敷地と道路の高低		+ 一で表し、道路斜線制限が厳しい場合は断面 図添付
敷地と隣地の高低	差 +	+ーで表す。
既存建物	Я	用途、構造、面積を記入
除去建物	月	用途、構造、面積を記入

その他

- ①法第42条第2項道路と判断が難しい場合は、2項道路調査申請書を提出し道路判断を求めること
- ②道路位置指定済で幅員、形態等で疑義がある場合は、事前に判断を求めること。
- ③道路位置指定済で形態がない場合は、申請のとおり施工するか、または変更(廃止)の手続きをすること